

最低保障年金の必要性和その方向

吉田 務

本稿は、高齢者の貧困の実態と公的年金の空洞化の状況、これらを解決するための最低保障年金創設の基本的方向を明らかにするものである。全体を三つの柱で整理した。

第一の柱は、最低保障年金の必要性和その意義である。加速する高齢者の貧困、公的年金制度の空洞化の進行、2019年財政検証をもとにマクロ経済スライドがいかに冷酷な制度であるかを明らかにした、さらに、国連等から最低保障年金制度を導入するよう再度の勧告を受けていること、そして、最低保障年金制度が国際的に発展していることを述べた。

第二の柱は、最低保障年金の水準をどこにおくかである。この中で、生活保護法と国民年金法の立法過程を歴史的に振り返り、全日本年金者組合が検討している水準について述べた。

第三の柱は、全日本年金者組合が検討している最低保障年金制度「第3次提言（案）」について、「第3次提言」をまとめる視点、必要な財源をどう確保するかの検討内容について述べた。

はじめに

2019年暮れに発生した新型コロナウイルスは、瞬く間に世界に感染が拡大した。2020年7月現在、いまだ終息の先が見えない。日本においても、感染者が2万人を超え、死亡者も1000人に迫っている。政府の「緊急事態宣言」の解除後、新たに感染者が急増しつつあり、予断を許さない事態が続いている（7月11日現在）。

この感染症の災害による危機的状況が明らかにしたのは、経済効率を優先し、不安定雇用をまん延させ、医療、福祉などの社会保障を切り捨ててきた新自由主義路線の誤りであり、いかに人間の命と健康を粗末に扱い人権を蔑ろにするかということである。

いまほど、命と暮らしを守る社会保障制度の拡充が求められている時はない。

高齢者とともに、若い世代の安心した生活を作り上げるためにも、政治を転換し最低保障年金制度を創設することが重要になっている。

1 最低保障年金の必要性和その意義

(1) 加速する高齢者の貧困

1 貧困に追い込まれる高齢者

安倍政権の「全世代型社会保障検討会議」中間報告（2019年12月）は、国民生活の全分野におよぶ社会保障を全面改悪し、高齢者の生活をもますます厳しい状況に追い詰めることを明らかにした。

現在でも、高齢者の生活意識をみると、苦しい（大変苦しい・やや苦しい）との回答が、

「高齢者世帯」では55.1%にもなっている。全世帯の平均所得金額は551万6千円（中央値＝423万円）に対し、この金額以下の世帯割合は62.4%。これに対し、高齢者世帯334万9千円（中央値＝260万円）は88.9%で約9割の世帯が平均所得金額以下で生活している。さらに、高齢者世帯の所得分布をみると、150～200万円の金額階級が12.8%と最も多く、200万円未満の世帯は36.3%にのぼる。いかに貧困に追い込まれているかがわかる¹。

2 年金だけで暮らしている高齢者世帯は51%

公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,668万3千世帯で、全世帯5,099万1千世帯の52.3%を占める。高齢者世帯の平均所得金額334万9千円の種類の構成割合は、公的年金・恩給61.1%、稼働所得25.4%、財産所得8.0%となっている。所得の全てが公的年金・恩給である世帯は51.1%で、その年金がマクロ経済スライドで容赦なく減らされ続けているのである²。

3 働かざるを得ない高齢者が増大している

働く高齢者がますます増大している。労働力人口に占める65歳以上の割合は、1990年の5.6%（360万人）から2018年には12.8%（875万人）へと急増している。就業理由をみると、男子で65～69歳で「生活の糧を得るため」の56%が一番多く、「生きがい、社会参加」（52.2%）、「健康にいい」（51.7%）＝複数回答、となっている。目減りする年金を補うために「働かざるを得ない」状況がみえる³。

4 生活保護世帯の54%は高齢者世帯

2018年の1ヵ月平均の生活保護利用者は210万人、利用世帯は164万世帯である。そのうち高齢者世帯が53.9%（88万世帯）である。日

本の生活保護捕捉率が20%前後であることを考えると、統計数字に表れない膨大な高齢者が相対的貧困の状況に追い込まれていると考えるべきだろう。

1973年の時点では、被保護世帯70万世帯に対し、高齢者世帯は22万世帯と全体に占める割合は31.4%だった。それが、1992年の時点で40%を超えた。さらに、消費税率を5%から8%に引き上げた2014年前後をみると、被保護世帯は2014年が前年比2万世帯の増加に比し、高齢者世帯は4万世帯も増加、被保護世帯に占める割合も47.2%から49.3%へと2ポイントも増加し、2016年には50%を超える事態となり、以降この傾向が続いている⁴。

(2) 年金制度の空洞化の進行

1 生活に占める比重が大きい公的年金

2019年のわが国の65歳以上人口は3,588万人で、総人口（1億2,625万人）に占める割合（高齢化率）は28.4%になる。公的年金加入者総数は6,746万人、総人口の53.4%を占める。公的年金受給者数は延べ人数で7,543万人、重複のない実受給者数は4,067万人となっている。

高齢者の生活に占める公的年金の比重は大きい。その年金が生活を支えるものになっているだろうか。公的年金受給者の年金総額は、老齢年金43兆7千億円（年金総額の8割）、遺族年金7兆円、通算老齢年金2兆9千億円、障害年金2兆1千億円で、計55兆6千億円が年金総額である。

受給者の平均年金月額、老齢厚生年金（厚年1号）（納付期間25年以上）145,865円、（同25年未満）60,687円であり、国民年金だけの受給者の平均月額は51,469円でしかない⁵。

2 男女の賃金格差の反映

厚生年金の標準報酬月額平均は31万3千円（男子35万5千円、女子24万4千円）。男子では、上限の31級（62万円）が240万人と最も多くなっている一方で、女子は第15級（22万円）が151万人と最も多くなっている（厚年第1号）。標準賞与額の1回あたりの平均は45万円（男子52万6千円、女子31万3千円）。男女の賃金格差が反映している⁶。

3 増大傾向にある無年金者、低年金者

第1号被保険者は1,471万人。全額免除・猶予者数は574万人（法定免除者数135万人、申請全額免除者数205万人）、一部免除者数40万人で免除・猶予総数は614万人となり、第1号被保険者総数の41.7%になる。未納者数は138万人であるから、752万人（51.1%）がまともに保険料を納付できる状況にない。

このまま推移すると、無年金者・低額年金者はさらに増えることは火を見るより明らかである。国民年金保険料の定額制（2020年度月額16,540円）は所得が低い人ほど負担割合が大きく、所得が高いほど少ない。この逆進性は改善されなければならない。

2014年度からの4年間を見ただけでも、国民年金保険料の全額納付者は確実に減少している。納付者は、2014年度916万人＝第1号被保険者に占める割合52.6%、2018年度759万人＝同51.6%と、実納付率は確実に低下しつつある⁷。

年金制度は深刻な空洞化に陥っている。無年金者・年金月額1万5千円未満の人（介護保険第1号被保険者の普通徴収対象者）は、全国339万人（65歳以上人口の9.7%）もいる。政府発表の推計無年金者50万人は過少すぎないか⁸。

4 女性の低年金がますます深刻に

老齢年金受給権者（基礎年金含む）の年金月額の内訳をみると、年金月額が10万円未満の受給権者が男子の7.7%に対し、女子は16.6%と、女性の年金の低さが際立っている。男女の標準報酬の差が年金額の差になっている。

一方、国民年金しかない受給者の平均月額は生活保護基準以下の金額である。さらに、重大なことに、納付期間が25年未満の国民年金だけの受給権者をみると、平均月額が4万円未満の者は、男子が16.2%に対し、女子は80%と、

表1-1 国民年金のみの「老齢年金」（25年以上）受給権者・受給月額別人数

年金月額	人数 (千人)	年金月額(円)					
		男性	割合(%)	再掲①(%)	女性	割合(%)	再掲②(%)
3万円未満	517	54	0.9	7.6	463	7.8	40.5
3万円以上5万円未満	2,338	396	6.7		1,943	32.7	
5万円以上	3,092	666	11.2		2,426	40.8	
合計	5,947	1,116	18.8		4,832	81.3	
平均年金月額	—	53,740	—		49,650	—	

表1-2 国民年金のみの「老齢年金」（25年未満）受給権者・受給月額別人数

年金月額	人数 (千人)	年金月額(円)					
		男性	割合(%)	再掲①(%)	女性	割合(%)	再掲②(%)
2万円未満	291	49	9.8	16.2	243	48.6	80.0
2万円以上4万円未満	189	32	6.4		157	31.4	
4万円以上	20	3	0.6		16	3.2	
合計	500	84	16.8		416	83.2	
平均年金月額	—	19,008	—		18,944	—	

出所：厚生労働省「平成30年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」より作成

低額年金は圧倒的に女子である⁹（表1）。

高齢者の相対的貧困率をみると、女性の貧困率が男性よりも高く、その差は高齢期になるとさらに拡大している。70～74歳で男性が17.3%に対し女性は26.6%である。80歳以上では、男性22.9%に対し女性は28.1%である¹⁰。

（3）マクロ経済スライドは廃止すべき—— 2019年財政検証にみる年金削減の方向

マクロ経済スライドは、年金額改定の際、物価や賃金の伸びよりも年金額の伸びを低く抑えて、給付水準を実質削減するしくみである。マクロ経済スライドが、現在の受給者のみならず、現役世代まで直撃する許しがたい制度であることがますます明らかになっている。

2019年財政検証によれば、モデル世帯の2019年度の所得代替率61.7%の内訳は、基礎年金部分が36.4%、報酬比例部分が25.3%である。具体的にみると、ケースⅢ（経済成長率0.4%）では、2047年度以降で所得代替率が50.8%になるが、その内訳は、基礎年金部分が26.2%、報酬比例部分が24.6%である。

これは、基礎年金部分の給付が約28%カッ

ト（ $= 1 - 26.2 \div 36.4$ ）される一方、報酬比例部分の給付が約3%カット（ $1 - 24.6 \div 25.3$ ）されることを意味している。同様にみると、現在のコロナ災害の影響もあり最も可能性の高いケースⅤ（経済成長率0.0%）では、2058年度以降で所得代替率が44.5%になるが、その内訳は、基礎年金部分が21.9%、報酬比例部分が22.6%である。これは、基礎年金部分の給付が約39.8%カットされる一方、報酬比例部分の給付が約10.7%カットされることになる（表2）。

日本経済を直撃しているコロナ災禍は、財政検証ケースⅤよりさらに悪化する可能性がある。低年金者ほど削減幅が多く、生活苦に拍車をかけるマクロ経済スライドの過酷さは明白であり、廃止しなければならない¹¹。

（4）国連等の勧告・提案をいまこそ実行すべき

国連社会権規約委員会は日本政府に対して、2001年に「最低保障年金制度導入」を勧告、2013年には再度の勧告を行った。この20年間に2回も勧告している。世界人権宣言（1948年）は、「すべての人は社会の一員として社会

表2 財政検証の試算結果

人口と経済の前提		調整終了年度		調整後の所得代替率（%）			2019年度比の削減率（%）		
		基礎年金	報酬比例	基礎年金	報酬比例	モデル世帯	基礎年金	報酬比例	モデル世帯
出生中位・ 死亡中位	経済Ⅰ	2046	調整なし	13.4	25.3	51.9	26.6	0.0	15.9
	経済Ⅱ	2046	2023	13.3	25.0	51.6	26.9	1.2	16.4
	経済Ⅲ	2047	2025	13.1	24.6	50.8	28.0	2.8	17.7
	経済Ⅳ	2053	2030	11.7	23.1	46.5	35.7	8.7	24.6
	経済Ⅴ	2058	2032	11.0	22.6	44.5	39.8	10.7	27.9
	経済Ⅵ	マクロ経済スライドを続けても、2052年度に積立金が枯渇してしまい、財政均衡ができない。							
出生高位・ 死亡中位	経済Ⅰ	2042	調整なし	14.3	25.3	53.8	21.7	0.0	12.8
	経済Ⅲ	2043	調整なし	14.1	25.3	53.4	22.5	0.0	13.5
出生低位・ 死亡中位	経済Ⅰ	2049	調整なし	12.5	24.3	49.2	31.6	4.0	20.3
	経済Ⅲ	2050	2028	12.1	23.7	47.8	33.5	6.3	22.5
出生中位・ 死亡高位	経済Ⅰ	2042	調整なし	14.1	25.3	53.4	22.5	0.0	13.5
	経済Ⅲ	2043	2021	14.0	25.2	53.1	23.4	0.4	13.9
出生中位・ 死亡低位	経済Ⅰ	2049	2024	12.5	24.7	49.7	31.3	2.4	19.4
	経済Ⅲ	2051	2027	12.2	24.0	48.4	33.0	5.1	21.6

厚生労働省「2019財政検証」詳細結果のデータにより作成。削減率は、19年度の所得代替率（基礎年金18.2%、報酬比例年金25.3%、モデル世帯61.7%）と比較した低下率。

出所：垣内亮『「減らない年金」はどうすれば実現できるか』『前衛』2019年12月号、44ページより引用・転載。

保障を受ける権利を有すること」「老齢等の生活能力の喪失の場合に、保障を受ける権利を有する」ことを世界的指針として示している。

また、国連の女性差別撤廃委員会は、「委員会は締約国に対し、シングルマザー・寡婦・障害女性・高齢女性のニーズに特別の関心を払い、年金制度をこれらの女性たちの最低生活水準を保障するものに改革するよう要請する。」としている¹²。憲法 25 条は、この見地にたっている。それにもかかわらず、政府はこの勧告を事実上無視する態度をとり続けている。

また、全国指定都市市長会は、すでに 2005 年 7 月に「最低限の所得保障を行うため、無拠出制で受給要件を一定年齢の到達とする最低年金制度を創設する」ことを提案している。政府は、これらの勧告・提案を真摯に受け止め、実施すべきである。

(5) 国際的に発展している最低保障年金制度

最低保障年金制度は、世界の流れになっている。国によって名称は違うが、無拠出、全額国庫負担の基準でみると、オーストラリア、クウェート、ニュージーランド、タイ、デンマーク、フランス、アイルランド、ノルウェー、ポーランド、ロシア、スペイン、スウェーデン、アルゼンチンなどで実施されている。

また、無拠出の税による高齢期の所得保障としては、韓国、マレーシア、ベルギー、イタリア、イギリス、アメリカなどで行われている。他にも公的扶助として高齢期を支えている国は多い¹³。

発展途上国でも、南アフリカ共和国なども最低保障年金制度をもっている。今後もっとも激しく人口の高齢化が進展する発展途上国では、貧困の中に取り残されている高齢者の問題が深

刻になっており、貧困の解決手段としての国庫による最低保障年金制度が注目されている¹⁴。

2 最低保障年金の水準をどこにおくか

わが国において、最低保障年金の水準をどこに置くべきか。全日本年金者組合は、中央本部が委嘱した第 4 次政策委員会の「最低保障年金制度 第 3 次提言（案）」の答申を受けて、「高齢者の最低生計費」を基準として、様々な角度から検討を重ねている。

(1) 生活保護法と国民年金法の関係——生活保護は国民年金に代替するものではない

1 1950 年社会保障制度審議会勧告

「勧告」は次の通り、無拠出年金について言及した。「一般国民に関しても、極めて限定的な場合に限っては無拠出年金制度を考慮するを適当とする。年金額は最低生活の保障を建前とするところからこれを定額制とし」と述べている¹⁵。

社会保障制度審議会は、社会保険を中心とした総合的社会保障制度の策定を前提として、その補完的的制度として、生活保護制度を位置付けており、現行生活保護制度はこうした社会保障制度審議会の考え方を踏まえて、社会保障制度の下では補足的役割を果たすものとして立法されたものであって、生活保護制度は皆年金皆保険制度の実現に伴ってその役割を縮小することが想定されていたといえよう。

2 生活保護との関係

私たちは、「年金で暮らせなければ生活保護を受けなければいい」という意見には反対である。

生活保護の制度自体、社会保障の中で「補足

的役割」を担うものとして位置付けられて出
発した。1950年の社会保障制度審議会の勧告
（「50年勧告」）を受けて現行生活保護法を立案
した厚生省社会保護課長（当時）の小山進次郎
は、社会保障制度の中における生活保護制度の
位置づけについて、「公的扶助制度を社会保障
制度の中軸にすえようという意見もないではな
かったが、（中略）、この法律は、公的扶助制度
が資本主義下の社会保障制度の下では補足的な
役割を果たすものであるという考え方にたって
立案されることになったのである。同時にこの
法律は、資本主義の下において社会保障に関す
る施策を怠り、生活保護制度を恰も社会保障
の主役かの如く取り扱う考え方にも強く反対す
る立場を法文の構成上明らかにしているのであ
る」と述べている¹⁶。

（2）最低保障年金制度についての検討内容

1 生活扶助額を上回る

私たち全日本年金者組合が検討している最
低保障年金制度は、最低保障年金は月額8万
円。加えて、20歳以上65歳未満の人は、被用
者でない人は新国民年金に加入する。保険料を
全額納付の人は、最低保障年金に「 $= 1,625 \text{ 円} \times 1/2 \times \text{納付月数}$ 」が加算され、総額は月額で
116,562円になる。保険料全額免除の人でも「 $= 1,625 \text{ 円} \times 1/4 \times \text{納付月数}$ 」が加算され、総額
は月額で98,281円になる。これは生活保護の
生活扶助額をはるかに上回る。

生活保護の最低生活保障水準をみると、高齢
者単身世帯（68歳）の場
合の生活扶助額および住
宅扶助額（上限額＝2018
年）は、月額で以下の通
りである¹⁷（表3）。

2 「無拠出制か拠出制か」

国民年金法の立法過程をみると、前記「50
年勧告」を受けて、厚生省内部でも「無拠出制
か拠出制か」の議論が1957年から成立（1959
年）の直前まで行われている。難航の末、「財
政的に困難」を理由に結局「拠出制の年金を基
本とし、無拠出制の年金は経過的、補完的」と
することで決着している¹⁸。無拠出年金の主た
るものは「老齢福祉年金、障害福祉年金、母子
年金、準母子年金」などだが、1985年（昭和
60）改正で障害福祉年金は障害基礎年金に、母
子年金・準母子年金は遺族基礎年金へと裁定
替えされた。老齢福祉年金は残っているが、
2019年3月末現在の受給者数は55人。受給権
者は472人。制度発足当時は年額12,000円（月
額1,000円）であったが、2020年4月以降は
400,500円（月額33,375円）が支給されてい
る¹⁹。

3 老齢年金の水準は、どう設定されたか

老齢基礎年金の水準は、1986（昭和61）年
当時月額5万円とされたが、高齢者の平均的な
生活費のうち、その「基礎的な支出」を保障す
るものとして決定された。

2020年5月成立した年金改定法の「付帯決
議（案）六」では「基礎年金制度の創設時に
いて、基礎年金額が国民の老後生活の基礎的部
分を保障するものとして設定された経緯に鑑み
²⁰」と述べていることからみても、そもそも国
民年金（基礎年金）が高齢者の「基礎的生活の
保障」を目的としたものであることは明らかで

表3 高齢者単身世帯（68歳）の生活扶助額および住宅扶助額

（2018年。月額、円）

	1級地 - 1	1級地 - 2	2級地 - 1	2級地 - 2	3級地 - 1	3級地 - 2
生活扶助	79,550	76,180	72,010	70,900	67,860	65,500
住宅扶助（上限額）	53,700	34,000	43,000	35,000	32,000	32,000
合計	133,250	110,180	115,010	105,900	99,860	97,500

ある。

その老齢基礎年金の満額が年額 781,700 円、月額 65,141 円（2020 年度価格）であり、2018 年度の平均額は 51,469 円でしかなく、高齢者の「基礎的な支出」を保障するものになっていない。そして、さらに、ますます削減の方向なのである。

4 全国消費実態調査（平成26年／2015年）

「高齢者の生活の基礎的支出」をみる基準の一つとして用いられてきたのが「全国消費実態調査」における 65 歳以上の高齢者単身世帯における「食糧費、住居費、光熱費及び被服費」に対する支出を合計したもので、その額は 47,601 円であった（昭和 59 年 /1984 年）。

国立国会図書館社会労働課の田中敏氏は同様の計算を 2004（平成 16）年の「全国消費実態調査」で行い、単身者世帯では 76,941 円であったとした。田中氏に倣い 2014（平成 26）年調査でみると、76,531 円となった。消費支出全体は 2004 年（156,984 円）、2016 年（159,058 円）と、ほぼ同額である²¹。

5 年96万円、月8万円

以上の検討も含め、全日本年金者組合の第3次提言（案）は、最低保障年金は 96 万円（月額 8 万円）と考えている。

この最低保障年金の水準は、政治・経済情勢の発展の中で国民的に議論され修正・統一されていくものと期待している。

3 全日本年金者組合が検討している最低保障年金制度「第3次提言（案）」

（1）「最低保障年金制度第3次提言」をまとめる視点

1 「第2次提言」から15年

全日本年金者組合は 1989 年の結成以来 30 年間、最低保障年金制度の創設を要求し署名活動、自治体請願活動等に取り組み、2005 年 12 月に「最低保障年金制度・第2次提言」を公表した。それから 15 年余が経過した。この間の日本の経済成長、年金制度の現状を踏まえ、「第2次提言」をさらに前進させるために、2017 年 2 月に「第4次政策委員会」を発足させ、2019 年 4 月に「年金者組合 最低保障年金制度第3次提言（案）」の答申を受けた。

現在、年金者組合では、この「第3次提言（案）」の「組織内討議」を進めている最中にある。以下、「第3次提言」は、どのような視点でまとめあげようとしているかについて述べたい。

2 「第2次提言」を発展させる

1）最低保障年金（老齢・障害・遺族）は年額 96 万円（月額 8 万円）を保障する。この部分は全額国庫負担と事業主負担で賄う（消費税は財源としない）。

①すべての日本国在住者を対象とする（外国人も対象になる）、②日本に 10 年在住で支給する、③ 65 歳から支給する。最低保障年金の支給要件は、この 3 つである（図）。

支給開始を、「第2次提言」の「60 歳支給」から「65 歳支給」にするのは、現行制度（65 歳支給）と、平均寿命と健康寿命の伸びを勘案したものである。

現行制度から移行するときに、国民年金や厚生年金の保険料を納付した分と今後の納付分は、上乗せ給付として反映する（新国民年金、新厚生年金の加入者または受給者となる）。また、国民年金加入者は正当な理由のある滞納期間も給付の対象にするので、最低保障年金と国

民年金期間の給付で生活扶助額水準を下回ることはない（前述 p.25 左段）。

2)「障害年金」と「遺族年金」について検討する。「第2次提言」では、「障害年金」と「遺族年金」まで踏み込むことができなかった。現在、検討をしているのは以下の通りである。

①「障害年金」では、現行制度では障害等級3級は厚生年金にはあるが、国民年金にはない。この不公平を是正するために、障害保障年金、新国民年金、新厚生年金すべてに1級、2級に加え3級を設ける。国年・厚年間の制度の移動があった人の場合、両方の期間が年金として生かされるようにする。

②遺族保障年金は、18歳未満の子（障害がある場合は20歳到達の前月まで）が対象となる。子に父母がある時は、一人親加算をつける。国年・厚年間の制度の移動があった人の場合、両方の期間が年金として生かされるようにする。

これ以外は、現行制度から後退しないことを基本とする。

(2) 最低保障年金制度に必要な財源の基本的考え方の検討

「第3次提言（案）」の答申以降、最低保障年金制度の財源について検討している内容は以下の通りである。

1 税の「応能負担」の原則に立ち、所得税や法人税を充てる

最低保障年金制度実現に必要な財源は、税の「応能負担」の原則に立ち、累進性の強い所得税や法人税などを充てる。最低保障年金

の確立により、生活保護受給の高齢者は確実に激減するだろう。年金だけで生活していけるのであれば、生活保護を受給する必要はないからである。

所得税については、税率は1986年までは住民税の最高税率18%と合わせて最高税率は70%であった。現在は、住民税の10%と合わせて最高税率55%と累進性が大きく緩和されている。少なくとも、最高税率の水準を1986年までに戻し、増収を図る。

法人税については、減税は中止し、引き下げられてきた税率を元に戻し、引き上げも検討する。法人税率は現在は23.2%（2018年）で、所得が増えても同じ一律の税率である比例税率。これを所得税と同じ累進税率とし増収を図る²²。

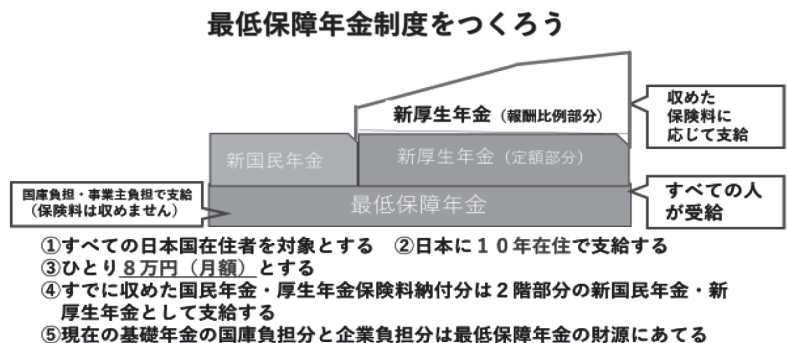
2 年金積立金の問題

2019年の財政検証では、公的年金の積立金が2014年度末では203.6兆円。これが、2080年には531.9兆円（名目）に膨れ上がる²³。この積立金を大企業の株価つり上げのために投入する政策をやめさせ、計画的に取り崩し年金の給付に充てるべきである。

3 消費税＝社会保障財源論の誤り

消費税導入から31年間の消費税収は397兆円だが、ほぼ同時期に法人3税の税収は298兆

図 最低保障年金制度のイメージ



円も減り、所得税・住民税の税収も 275 兆円減った。この原因は、何よりも、大企業と富裕層への減税・優遇税制が税収を大きく減らしたことにある。加えて、消費税増税がもたらした不況と経済低迷が税収を減らした。

「弱者から吸い上げ大企業や富裕層を潤す」、これこそが消費税の正体である。消費税は、貧困と格差を拡大する特徴をもつ不公平税制である。社会保障財源の主要財源を消費税に求めるかぎり、社会保障支出の増大を解決するために消費税を増税し続けなければならない。増税ができなければ、社会保障を削減し、貧困と格差の拡大を放置するしかないという選択を迫るものとなる。消費税は、社会保障の財源として最もふさわしくない²⁴。

以上の論点が、いっそう各階層で議論されることを心より歓迎し、ご批判をお願いしたい。

(3) 最低保障年金制度創設の展望

市民連合と野党全会派が 2019 年 5 月、参議院選挙に向け合意した 13 項目の政策では、8

項目めに「消費税率引き上げを中止し、所得、資産、法人の各分野における総合的な税制の公平化を図ること」が明記され、10 項目めには、「最低賃金『1500 円』を目指し、8 時間働けば暮らせる働くルールを実現し、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立し、貧困・格差を解消すること」が明記された。

ここまで市民と野党連合の合意が形成されたことの歴史的意義は大きい。この野党連合が政権に向かう旗印に、「マクロ経済スライドの廃止」「最低保障年金制度の確立」を加えることができれば、共闘は質的にさらに前進するだろう。

現政権は、消費税増税に固執し、社会保障削減の政策を変える意志はない。現在のアメリカ追随、大企業言いなりの政治体制では、消費税に頼らない最低保障年金の実現は不可能ではないか。つまり、国民の税金の集め方、税金の使い方等、国の財政の基本政策を転換する政治の改革が火急の課題となっているといえよう。

(よしだ つとむ・全日本年金者組合副委員長、
社会保険労務士)

- 1 厚労省「平成 30 年国民生活基礎調査」。
- 2 厚労省「平成 30 年度厚生年金保険・国民年金事業年報」。
- 3 総務省統計局「2018 年労働力調査」、労働政策研究・研修機構平成 23 年「高齢者雇用調査」。
- 4 厚労省「平成 30 年被保護者調査」。
- 5 厚労省「平成 30 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」。
- 6 厚労省「平成 30 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」。
- 7 厚労省「平成 30 年度国民年金加入・保険料納付状況」。
- 8 厚労省「平成 30 年度 10 月介護保険事業報告（暫定）」。
- 9 厚労省「平成 30 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」。
- 10 内閣府「平成 24 年版高齢社会白書」。
- 11 厚労省「2019 年財政検証の結果」。
- 12 国連女性差別撤廃委員会の日本報告総括所見（2016 年 3 月 7 日）。
- 13 年金シニアプラン総合研究機構『年金と経済』2018 年 7 月号。
- 14 全日本年金者組合「第 2 次提言」2005 年 7 月 8 日。
- 15 社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」1950 年 10 月 16 日。
- 16 小山進次郎『増補改訂 生活保護法の解釈と運用』。
- 17 厚労省「第 1 回生活保護基準の新たな検証方法の開発に関する検討会」2019.3.18 資料。
- 18 中尾友紀「国民年金法の立案過程」『社会保障研究』2018、vol.3。
- 19 厚労省「平成 30 年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」。
- 20 2020 年 5 月 29 日成立「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」附帯決議（案）六。
- 21 田中敏「低年金・無年金者と高齢者の所得保障」『調査と情報』第 528 号・全国消費実態調査（平成 26 年）。
- 22 伊藤周平「社会保障財源論のまやかし」『世界』2019 年 8 月号。
- 23 河村健吉「財政検証 給付削減と減らない積立金、公的年金の改革」『学習の友』2019 年 12 月号。
- 24 伊藤周平「年金制度改革の動向とゆくえ」『月刊全労連』2020 年 3 月号。